

平成24年度包括外部監査

監査のテーマ：市有財産の有効活用について

第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見

1. 資産の全庁的管理体制の構築及び運用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p data-bbox="172 383 694 461">（5）未利用地等活用推進委員会の廃止 （報告書 P39）</p> <p data-bbox="156 472 785 640">未利用地等活用推進委員会は、昭和62年12月に、未利用地等の一元管理及び有効活用を図るために設けられたものの、第3回（H22.1.26）以降の開催がない状況にある。</p> <p data-bbox="156 651 785 1088">また、千葉市公有財産規則第4条第1項は「所管課長は、その事務事業の所管に属する行政財産を管理しなければならない。」と規定しており、同条第3項は「財政局資産経営部管財課長は、普通財産を管理しなければならない。ただし資産経営部長が普通財産の管理上必要があると認めるときは、別に管理するものを定めることができる。」と規定している。このように規則上は全庁的な取組みではなく、各所管課長の権限内による管理となっていた。</p> <p data-bbox="156 1099 785 1267">平成24年度より重要な未利用地にかかる利用方針は、資産経営会議にて議論されているため、未利用地等活用推進委員会の会議体の目的と重複している。</p> <p data-bbox="156 1279 785 1529">現状の資産経営にかかる各種委員会規程及び実務を把握・整理したうえで、より実行力のある組織体制を再構築する必要がある。つまり、平成24年度より、資産経営会議が設けられたことにより、会議目的が重複している未利用地等活用推進委員会の廃止を検討すべきといえる。</p>	<p data-bbox="821 472 1436 551">まず、資産経営会議については、政策会議との統合をもって平成25年度末に廃止している。</p> <p data-bbox="821 562 1436 864">また、千葉市未利用地等の活用推進に関する取扱要綱が平成29年4月に施行されたことにより、未利用地等の活用推進にかかるスキームが再構築されたため、同月、未利用地等活用推進委員会設置要綱を廃止し、未利用地等の活用検討については、必要に応じて政策会議等に諮ることとしている。</p>